

2021. 5. 27. No.397

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で!

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合

連絡先

e-mail

okigakurou2017@gmail.com

HP:okigakurou.web.fc2.com

新しく学校事務職員になった皆さんへ

採用おめでとうございます。今春、学校事務職員になられた皆さんを歓迎します。

このミニコミ紙をあなたに送っている私たちは、1993年に結成された県内で唯一の学校事務職員による学校事務職員のための労働組合、沖縄学校事務労働組合（略称：おきがくろう）です。小・中・高校の事務職員で組織しています。

職場としての学校、仕事でない仕事

慣れない仕事に追われ、あっという間に過ぎた2ヶ月ではなかったでしょうか。

学校を学ぶ場としてではなく、働く場として見てどう感じましたか？今は迫る締切に追いかけても、しばらくしてゆとりができるまで自らがやっている仕事を客観的に眺めることができるようになります。

そのときにあなたは「なにか変だな」と感じるかもしれません。公的なもの私的なものが混じり合い見分けることが難しい、法令よりも慣例が優先される、そんな違和感を感じるかもしれません。

校務分掌表に示された事務職員の役割として、PTA 会計、沖教済事務、特別会計、学校徴収金等が記されていませんか。「昔から学校事務職員がやっているから」「事務職員なんだからお金の計算は得意でしょ」と理由にならない理由で私的団体の会計担当にさせられていませんか。

校務分掌とは、校長が部下である職員に校長の権限で行う公的な業務を割り振るものです。PTA や沖教済、教職員互助会はただの任意組織なので、事務職員の仕事ではありません。勤務時間内に任意組織の業務を行うことは、職務に専念する義務に反する行為です。場合によっては、減給を含めた懲戒処分の対象となります。

また特別会計は、寄付金を主な収入源とするいわゆる闇会計なので関わると法律に抵触する

恐れすらあります。学校へ寄付金があったなら、それは学校を設置した県や市町村の収入として納めなければなりません。学校の中に寄付金を留め置いて自由に使うことはできません。

このような公務外の仕事を押し付けられそうになったときには「公務の範疇でなら引き受けます。学校への寄付金は市町村の会計に採納します。沖教済などの会計は会員になっている職員で係を決めてください。公務でないので校長は命令できないのではないですか」と断ることができます。直接校長に言えないのであれば、沖学労に相談してください。こういうときのための組織が労働組合なのですから。

雑用係として扱われる学校事務職員

昔も今も学校という職場では、事務職員は少数派です。「教育」を遂行するための職場で教壇に立たない職種の者は、多数派教員のために雑用係として扱われがちです。

「給与からの法定外控除」がその象徴でした。

2002年の途中まで公立学校職員の給料は、現金で支払われていました。本来、職員に給料全額を渡すべきなのですが、教員側の要望で沖教済会費、PTA 会費、労働組合会費、職員互助会会費等10項目ほどの諸経費を事務職員があらかじめ差し引き各団体に支払っていました（金種分け、納付作業等業務量が数倍になる）。

この行為は法定外控除と呼ばれ法律の裏付けはありません。しかし、管理職を含む多数派教員たちの私的な便宜のために事務職員が犠牲になるという構図になっていました。この法定外控除に真っ向から立ち向かったのが沖学労です。法定外控除を行わないことを宣言した沖学労組合員へ職場の管理職、教員、教員組合から恫喝、懐柔、村八分的無視など様々な圧力が加えられました。公務に関係ない私的な事柄であるが、

教員がより教育活動に専念できるようにするのが、学校にいる少数職種の役割だとの身勝手な思い込みが噴出したのです。外からみれば一見民主的な職場のように見える学校も、ひと皮むけば職種差別が横行する職場でした。

****法定外控除をはね返した沖学労****

学校現場で法や条例に反する天引き業務が事務職員に押しつけられている状況を改善するよう沖学労が県教委に要請すると「歴史的経緯があるからやめられない」「事務職員が好きでやっていることだ」「給与支給内訳書に職員の受領印があり職員は給与の全額を受け取っている。仮に法定外控除が行われているとしても、それは教員と事務職員の間での私的な問題であり我々は関知しない」と法定外控除の存在を認めず、事務職員の置かれている差別的な状況を改善する気はまったくありませんでした。

それでも沖学労組合員は、法定外控除拒否を貫きました。法定外項目の集金をそれぞれの会員に差し戻し、会員内で集金係を決め、手集金させることで解決しました（過去記事参照）。

そして給与の口座振込制の導入にあわせ、県教委も「法定項目以外の控除は、当然、事務職員の職務となるものではない」との文言を明記した通知文を出しました（2002年2月25日付教総第1632号）。現場で事務職員の感じる悩みを直接、雇用者側に訴えることができる沖学労だからこそ、教員を含まない組織だからこそ学校事務職の尊厳を保つことができたのです。

****多数派教育職員の放つ同調圧力****

学校には、他にも多くの問題があります。正規の出勤時刻よりも早く出勤しあいさつ運動や清掃活動に参加しなさいと言う管理職。多忙な年度代わりの時期に入学式等行事の会場設置に駆り出され本来の仕事が滞る。休憩時間中にもかかわらず電話番を命ぜられる。終業時刻になっても終わらず延々と続く職員会議につき合わされたりします。これらの行為の根本にあるものは法定外控除と同じものです。

****人事評価でもワリを食う事務職員****

私たちの昇給や勤勉手当に影響する人事評価

においても、学校事務職員は正当に扱われていません。それは、学校事務職員の業務を知らない管理職に評価されるからです。どんなに事務職員が本来の仕事を完璧にこなしたとしても高評価の対象になりません。

事務職員が教員のように振る舞い、教員の雑務処理係として働くと高い評価になりがちです。そんな制度のもと昇給時期が早くも遅くもなり、勤勉手当の額が10万円以上も違ったりします。

校長や教員たちにとって分かりやすい「便利な事務職員」であるほうが得だと考える人がいたとしても仕方のないことです。それは、個人のせいではなく制度のせいなのです。また、県教委が職種別の人事評価結果の公表を拒むのは、事務職員ら少数職種より教員に高評価が偏っていることを隠すためです。

****労働者として学校という職場に立つ****

学校という職場で働き始めたばかりのあなたが、理不尽な扱いを受けたとき、仕事でない仕事を押しつけられたとき、仕事で困ったとき、職場の人間関係で困ったときには、同じ悩みを経験し解決の道筋を探してきた沖学労組合員に相談してください。私たち沖学労は少人数の組合ですが、人数は多いけれど活動は他人まかせの既存の組合とは違います。組合員の困りごとを活動に直結させ、組合員とともに解決していく気概を持った組合であると自負しています。

学校事務職員のことを一番よく知っているのは、私たち学校事務職員です。学校事務職員で組織する労働組合である沖縄学校事務労働組合は、学校事務という職業をより働きがいのあるものにし、より働きやすい職場をつくることを目的に活動しています。

沖学労に相談ごとのある方は、最初のページ右上にある連絡先に連絡してください。また、沖学労はホームページを持っています。

okigakurou.web.fc2.com/index.html のアドレスから。または「沖縄学校事務労働組合」で検索してください。過去記事を読むこともできます。ご一読願います。きっとあなたの学校事務人生の役に立ちます。 (濱)

